本件控訴を棄却する。 当番における未決勾留日数中六〇日を原判決の刑に算入する。

本件控訴の趣意は、弁護人出口みどり作成の控訴趣意書記載のとおりであり、 れに対する答弁は、検察官山田廸弘作成の答弁書記載のとおりであるから、これら を引用する。

控訴趣意第一、事実誤認の主張について

論旨は、要するに、原判決は、判示第一において、被告人が、A(当時一〇歳) に命令し、同人を利用して被害者のバッグを窃取した事実を認定しているが、被告 人は、Aに対し、被害者のバッグをとってくるよう命令する趣旨の言葉を発したこ とはないから、被告人には窃盗罪が成立せず、原判決には判決に影響を及ぼすこと が明らかな事実誤認がある、というのである。

そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せ検討するに、のち に事実関係について詳しく認定するとおり、被告人がAに命令し、同人を利用した 点も含めて、原判示第一の窃盗の事実は十分これを認めることができ、その理由につき、原判決が「争点一に対する判断」の項で説示するところは正当と考えられ 被告人は、原審及び当審の公判廷において、自分が何も言わないのにAがバッ これを受け取ったに過ぎない旨供述し、特に、当審において グを盗んできたので、 は、その模様を詳細に供述するのであるが、当審における供述が、バッグが落ちて いた現場でバッグを目撃したかどうかにつき前後で大きく食い違っている点や、原審におけるAの証人尋問の前に拘置所の担当者に発言の内容を示唆されたとする点 などにおいて、にわかに信用し難い部分があるのみならず、一〇歳の少年が、少なくとも被告人の見ている前で、倒れている被害者の近くから、そのバッグを盗み、 当審で被告人が供述するように、公園南側の駐車場のところまで勝手に持ってくる ということ自体不自然であること(なお、所論は、Aは、窃盗に対する罪悪感が鈍 磨している非行少年であるかのようにいうが、証拠上、友人が盗んできたバイクに 乗ったことがあるほかは、Aの非行性の程度がそれほど高いという事情はうかがわ れない。)、被告人自身、原判示第三の事実で現行犯逮捕された三日後に作成した窃盗自供書に「小学生のAにバッグおとらす」と記載し、その自供書は、賍物の処 分の点等につき当時警察官が把握していない事項も書かれていて、自発的に書かれ たものと思われること、原審分離前の相被告人Bの捜査段階及び原審公判廷におけ る供述によれば、被告人が本件当日、右Bに、子供を使ってバッグをとった旨述べ たことが認められること等によれば、右被告人の弁解はとうてい信用することがで きない。所論は、当時周辺に人がおらず、被告人自らが一瞬にしてバッグをとれる位置関係にあったから、何もAに命令するよりは、自分でさっさとバツグをとった方が合理的であると主張するが、後述するとおり、近くの公衆電話に一一九番電話をかけに行った女性等に見られることを懸念したためか、被告人が平成七年二月二三日付け警察官調書で供述しているように、Aに盗ませれば同人が誰にも言わない。 と思ったからか、いずれかの理由によりAにバッグをとるよう命じたものと思わ どちらにしても、不合理な行動とは考えられない。以上の次第であるから、原 判決に所論の事実誤認はなく、論旨は理由がない。 控訴趣意第二、法令適用の誤りの主張について

論旨は、要するに、原判示第一の事実について、仮に被告人がAに対して、被害者のバッグをとってくるよう指示命令した事実があったとしても、Aは、刑事未成 年者であるにせよ、窃盗行為の意義を十分理解し、指示命令に抗するだけの能力を 備えている年齢であり、また、Aは、被告人のきわめて強い支配の下にあって、被 告人の指示命令に反して反対動機を形成する可能性がないとか、犯行直前、被告人 により強固な拘束が加えられ、反抗した場合、直ちに大きな危害を加えられかねな い状況にあったというような事情はみられず、A自身も窃盗行為に迎合的、協力的であったとうかがえるから、被告人には共謀共同正犯が成立するに過ぎないという べきであり、被告人に間接正犯の成立を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすこ とが明らかな法令適用の誤りがある、というのである。

そこで、検討するに、原判決挙示の関係証拠、特に被告人の検察官調書及び平成 二月二三日付け警察官調書、並びにAの原審証人尋問調書及び警察官調書(二 (1)被告人は、本件当時、原判示第一の現場近くのC公園に時々 やって来て、小学生がキャッチボールやサッカーをして遊んでいるのに加わった り、他から窃取してきたバイクを小学生に見せて直結する等して運転する方法を教

《要旨〉以上認定の各事実によれば、Aは、事理弁識能力が十分とはいえない一○歳(小学五年生)の刑事未成年〈/要旨〉者であったのみならず、所論が指摘するもな、直ちに大きな危害が被告人から加えられるような状態ではなかったとしらみるの年齢からいえば、日ごろ怖いという印象を抱いていた被告人からこそのような状態ではなかったのも無理かられるると思われる。そのえる本件では、Aは、被告人の目の前で四、五メートル先に落ちているバッてこれでは、Aは、被告人の目の前で四、五メートル先にあるだけにかえったれており、命じられた内容が単純であるだけにかえってくれており、命じられた内容が単純であるだけにかえってれたとして、そのようなけにかないのであり、かいしは、かいしては、かいしては、であるに対したという言思もなかったものであり、という言思もなかったものであり、は、自己の言動にというると、とえるがある程度是非善悪の判断能力を有していたとしても自己の窃盗目的を実現させたものでいたとして、被告人自立があると、たとえるがある程度是非善悪の判断能力を有していたとしても利用しまいて、ならにおいて、ならに窃盗の間接正犯が成立すると認めるのがある。原判決が判示第一において、被告人に窃盗の間接正犯が成立する事実を認めたのは、論旨は理由がない。

控訴趣意第三、量刑不当の主張について

所論にかんがみ記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せ検討するに、本件は、前記のとおりの窃盗の間接正犯一件及び原審分離前の相被告人との共謀による住居侵入、窃盗及びスーパーマーケットにおける万引き窃盗各一件の事業であるところ、右各犯行の動機、態様、罪質、被告人の犯行における役割、その前科、前刑出所後の生活態度等、とりわけ刑事未成年者を犯行に巻き込んだ間接正犯の犯行態様がよくないばかりでなく、他の二件の犯行においても被告人が主導的に行動していること、被告人に窃盗罪等による原判決掲記の三件の累犯前科があること等によると、被告人の刑責は重いといわざるを得ないから、現金以外の被害品のほとんとが被害者に還付されていること等被告人のため酌むべき一切の事情を考しても、被告人を懲役二年に処した原判決の刑が不当に重いということはできない。論旨は理由がない。

よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、当審における未決勾留日数の算入につき平成七年法律第九一号による改正前の刑法二一条を、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき刑訴法一八一条一項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 青野平 裁判官 清田賢 裁判官 的場純男)